

地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要領

令和 3 年 4 月 1 日

令和 3 年 11 月 4 日

令和 5 年 6 月 23 日

最終改正令和 6 年 8 月 8 日

福祉保健部医療政策課

(目的)

第 1 条 この要領は、地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金の交付について、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号）及び地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日定め。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象医療機関)

第 2 条 要綱第 3 条 1 項に定める対象医療機関は次のとおりとする。ただし、診療報酬により令和 2 年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している医療機関を除く。

- (1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件以上 2,000 件未満であり、2 次救急又は 3 次救急を提供する医療機関
- (2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で 500 件以上であり、2 次救急又は 3 次救急を提供する医療機関
 - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- (3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関
 - イ 大半が小児医療を提供し小児救急医療を行う病院
 - ウ 「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間 12 件以上行っている精神科医療機関
 - エ 診療報酬の超急性期脳卒中加算の算定が年間 25 件以上の医療機関

- オ 急性心筋梗塞等に対する治療件数が年間 60 件以上の医療機関
 - カ その他、高度のがん治療を専門に行っている医療機関のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関、児童精神科を行う病院（児童精神科病床数を対象とする）等
- (4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う、次のいずれかに当てはまる医療機関
- ア 機能強化型在宅療養支援診療所の単独型
 - イ 機能強化型在宅療養支援病院の単独型

(交付要件)

第3条 要綱第3条2項に定める交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 年の時間外・休日労働が 960 時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関（※）で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。
※ 「年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が 720 時間を超え、960 時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。
- (3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-M I S に登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- (4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(補助事業の実施期間)

第4条 補助事業の実施期間は、交付決定日の属する年度の年度末までとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年11月4日から施行し、令和3年4月1日以降の令和3年度の予算に係る地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年6月23日から施行し、令和5年度の予算に係る地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年8月8日から施行し、令和6年度の予算に係る地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金から適用する。